

京都弁護士会所属玉岡健佑会員に対する情報提供 (Q & A) 2025.10.10 現在

Q 1 対象会員の基本情報を教えてください。

A 1 以下の通りです

会員名 玉岡 健佑 (たまおか けんすけ)

登録番号 40070

事務所名称 玉岡健佑法律事務所

事務所所在地 〒612-8052

京都市伏見区瀬戸物町732 ピックドワンビル306

Q 2 2025年10月に下された対象会員への懲戒処分はどのようなものですか。

A 2 業務停止10か月です。

Q 3 業務停止10か月とは、具体的にどのようなことなのでしょうか。

A 3 10か月間弁護士としての業務を禁止する、ということです。業務を禁止された期間に、弁護士としての業務をすると、その活動自体が、別途懲戒事由になり得ます。

Q 4 対象会員が、業務停止10か月となるのは、いつからですか。

A 4 2025年10月10日からです。

Q 5 対象会員へ依頼している法律事務（事件）はどうなりますか。

A 5 業務停止期間中は、弁護士として業務することができませんから、対象会員は貴方からのご依頼の法律事務も取り扱うことができません。

日本弁護士連合会の基準は、1か月を超える期間の業務停止の処分を受けた場合、被懲戒弁護士は、受任している事件を例外なく全て解除・辞任しなければならないと定めています。

なお、対象会員は、業務停止期間中に弁護士として新たに依頼を受けることもできません。

Q 6 対象会員に対して、以前も業務停止の処分が下されていましたか。

A 6 当会は、対象会員に対して、2024年12月16日から3か月間の業務停止の処分を下し、その処分の原因とは別の問題行動を原因として、2025年3月10日から5か月間の業務停止の処分を、またその処分の原因とは別の問題行動を原因として、2025年8月7日から3か月間の業務停止の処分を下しました。この度、当会は、これまでの処分の原因とは別の問題行動を原因として、2025年10月10日

から10か月間の業務停止の処分を下しました。

Q7 対象会員への今回の懲戒処分に関し、特別のお問合せ窓口などはありますか。

A7 特別のお問合せ窓口はありませんが、具体的な紛争や事件の内容についての相談をご希望の方は、当会法律相談センターでの法律相談をご案内しております。当会代表電話番号へお電話いただき、「法律相談を受けたい」とお伝えいただいて予約をお取りください。なお、予約優先ですが、予約に空きがあれば、事前の電話予約なく、ご相談いただけます。なお、無料法律相談の対象である場合や法テラスの民事法律扶助を利用される場合を除き、規定の相談料を頂戴いたしますので、ご了承ください。それ以外の対象会員の問題行動に関しては、当会の「市民窓口」にてお伺いしております。来会又は電話にて、市民窓口担当弁護士がお伺いいたします。完全予約制ですので、当会代表電話番号へお電話いただき、「市民窓口」とお伝えいただいて予約をお取りください。

以上